

## 空き家の発生抑制と利活用の促進を求める意見書

近年、少子高齢化を伴う人口減少や家族構成の変化等により空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理が行われていない空き家は、地域の安全性の低下や公衆衛生の悪化、まち並み景観の阻害等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成30年に行われた住宅・土地統計調査によると、本県の空き家は54,200戸と過去20年間で約2倍に増加しており、このうち20,400戸が利活用可能な空き家となっているが有効に活用されていない。

空き家の発生要因は、空き家の維持・管理・処分に関する認識の不足や、処分等について相談できる環境が少ないなど様々であることから、行政やNPO等の民間団体による発生抑制につながる意識醸成の取組みなど所有者に寄り添った支援が必要である。

また、空き家の利活用には中古住宅の流通・マッチングが重要となるが、地方自治体から空き家対策に取り組むNPO等への所有者情報の提供等の連携した取組みが不足している。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワークの普及等により、地方移住や二拠点居住といった動きが加速しており、空き家利活用の新たな選択肢となっているが、中古住宅である空き家は品質への不安など負の印象が強いことから、空き家利活用の促進に向けては、中古住宅の流通を促進する施策をより強力で推進する必要がある。

よって、国においては、空き家の発生抑制と利活用の促進のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 空き家の発生抑制のため、子育て世代や高齢者等それぞれのライフステージに応じた住宅の取得や管理、処分に関する情報発信や相談体制の充実に対する支援を行うこと。
- 2 空き家対策やまちづくりに取り組むNPO等が活動しやすい環境を整備するなど、中古住宅の流通を促進する施策の拡充を行うこと。
- 3 中古住宅ならではの魅力や価値を再評価し、中古住宅が住み替えの選択肢として消費者に認識されるよう十分な啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月15日

衆議院議長 長尾岸松鈴齊  
参議院議長 田辻田本木藤  
内閣総務大臣 博秀文剛俊鉄  
総務大臣 之久雄明一夫  
国土交通大臣 殿殿殿殿殿

山形県議会議長 坂本貴美雄